

固定資産税 異動申告は1月25日までに

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。平成30年中に次のような異動があった場合は、平成31年1月25日(金)までに必ず申告してください。

《問合せ》税務課 ☎21-9046 または各振興局市民福祉課

土地・家屋

▼土地の利用状況の変更

例：農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした。

▼家屋の新増築、取り壊し

例：専用住宅を工場や事務所に変更した。

▼登記をしていない家屋の所有者の変更

例：売買・相続など

▼その他

今年4月に送付した「課税明細書」の内容に変更がある場合 など

※登記済の物件は申告不要です。

償却資産

償却資産課税台帳に所有者

知って納得!

償却資産Q&A

Q 償却資産とは何ですか?

A 会社や個人が事業を営むために所有する機械・器具・備品などの事業用資産です。土地・家屋と同じく固定資産税の課税対象です。

Q 申告が必要ですか?

A 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。

Q どんな資産が申告の対象ですか?

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上するものは、全て償却資産の申告対象です。ただし、家屋として固定資産税の対象となるもの、車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。

Q 新規開業しましたが申告はどうするのですか?

A 平成30年中に、新しく事業を始めた方には、市から「申告書」を送付します。申告書が届いていない場合は連絡してください。



eLTAXホームページをご覧ください。

税務署からのお知らせ

決算説明会を開催します

《開催日程》

日時	開催場所
12月6日(木) 午後2時～4時	じばさんTAJIMA 2階(大磯町1-79)

- (注) 1 上記開催日の午後4時～4時30分に、平成31(2019)年10月から実施される消費税の軽減税率制度等に関する説明会を開催しますので、併せて出席してください。
2 記帳・帳簿等の保存制度、青色申告決算書・収支内訳書の作成方法を説明します。
3 筆記用具と電卓等計算用具を持参してください。
4 説明会場では、個別の申告相談は行っていません。

申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます!

メリット

- 税務署に出向く必要なし 作成した申告書等は印刷し、郵送等で税務署に提出できます。
 - マイナンバーカードがなくても e-Tax で申告できます! ID・パスワード方式を利用して e-Tax で送信することで申告が完了します。
- ※ ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。希望する方は、運転免許証などの本人確認書類を持って、税務署にお越しください。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144

期間 12月1～10日 年末の交通事故防止運動

年末は買い物や帰省などで道路の混雑が予想され、交通事故の危険性が高まりますので注意が必要です。また忘年会などで酒を飲む機会が増えますが、飲酒運転は絶対にしてはいけません。

飲酒運転を根絶

- 家庭、職場、地域などで飲酒運転を許さない環境をつくり、飲酒運転追放「三ない運動」を実践しましょう。
- ①酒を飲んだら車を運転しない。
 - ②運転する時は酒を飲まない。
 - ③運転する人には酒を飲ませない。

夕暮れ時に気を付けて

- 夕暮れ時、車両は早めに前照灯を点灯しましょう。
- 歩行者は夕暮れや夜間に外出するときは、明るい服装と反射材を着用しましょう。

自転車も交通ルールを守る

- 子どもは乗車用ヘルメット

を着用しましょう。

- 車道の左側を通行し、傘差し運転や、スマートフォンなどを使いながらの運転はやめましょう。
- 自転車保険の加入が義務付けられています。万一に備え加入しましょう。

シートベルトなどを着用

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

運転免許の自主返納

高齢運転者の重大事故が多発しています。運転に自信がない方や家族から「心配だ」と言われた方は、一度自身の運転を振り返ってみてください。運転免許を返納した方は「運転経歴証明書」を申請できます。運転経歴証明書を提示することで、さまざまな特典を受けることができます。

《問合せ》生活環境課

☎21-9122

障害者週間 12月3～9日 発達障害について考えてみましょう

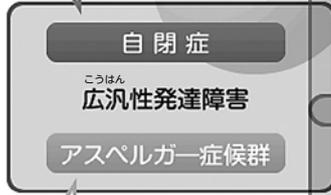
厚生労働省作成

それぞれの障害の特性

《発達障害のタイプ》

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります



- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

- ### 注意欠陥多動性障害 AD/HD
- 不注意（集中できない）
 - 多動・多弁（じっとしてられない）
 - 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

- ### 学習障害 LD
- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※この他、トゥレット症候群や吃音（症）なども発達障害に含まれます。

障害者週間は、皆さんに「障害者の福祉」について関心と理解を深めてもらうことや、障害者が積極的に活動に参加する意欲を高めることを目的としています。

発達障害とは

発達障害とは、脳機能の発達が関係する障害で、得意なことと苦手なこととの差が非常に大きいこと、日常生活に困難をきたしている状態があることをいいます。

発達障害の種類と主な特徴

発達障害は右図のとおり、いくつかのタイプに分類されています。複数の障害が重なって現れることもありますし、同じ障害がある人でも一人一人の特徴・特性・程度が異なり、個人差が大きいという点が発達障害の特徴です。また、障害の困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮される場合もあります。周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

配慮のポイント

- できたことを褒める、できないことを叱らない。
- 写真や絵など視覚的な情報を提示して説明する。
- 説明や指示は短い文で順を追って具体的に。
- 人混みや大きな音、光などの刺激による不快感が大きくなるように、安心できる環境を整える。
- 社会のルールをはっきりと教える。
- 注意したり、叱ったりするのではなく、具体的にどのようにしたら良いか教える。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033